

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 3155号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



春雪の忍野八海 (山梨県忍野村)

### もくじ

- 活 動
- 政 策
- フォーラム
- 情 報
- 随 想

「緊急事態宣言解除後における地域経済対策に係る緊急提言」に関する  
要請活動を実施……………(2)

無形文化財等の保護の充実に向けて「文化財保護法改正」  
文化庁文化財第二課長 鍋島 豊……………(3)

日本海に浮かぶ新潟県の小さな島 粟島Ⅱ新潟県粟島浦村……………(7)

「町村」ご当地キャラじまん……………(11)

四季の彩りと「高座」のころ。『て住みよき満喫』…神奈川県寒川町長 木村 俊雄……………(12)

### コラム

## 「ワーケーション」を考える〜地域や自治体の役割とは〜

國學院大學教授 梅川 智也

コロナ禍における行政施策としてにわかに取り上げられつつあるのが「ワーケーション」である。業務を目的とした旅行(出張)に休暇を組み合わせたのが「フリージャー(Business)」「ビジネス+レジャー」

に一致した施策が「ワーケーション」であると言えるであろう。

休暇を目的とした旅行に業務を組み合わせたのが「ワーケーション(Workation)」「ワーク+ケーション」と言われ、いずれも米国発の造語である。日本人にも比較的分かりやすい造語であることもあって、国や地方自治体の新たな施策として注目されているものと思われる。

欧米ではコロナ禍以前から「仕事と余暇」

「余暇と仕事」を効率良く組み合わせたライフスタイルがマイス(MICE)やビジネストラベルの潮流となっていた。そうした中で、事務所での「密」を避けたい企業の論理、どうせ働くなら自宅ではなく快適な環境の中でという働く側の論理、平日対策など需要の平準化や滞在化に繋げたい旅行・航空・宿泊など関連事業者の論理、そして交流人口、関係人口を拡大したい地域・自治体の論理がまさ

地域や自治体の役割は、まずは来訪する企業や働く人々のニーズを丹念に調査、把握すること、そして地域の価値を高めるあらゆる工夫を凝らすことであろう。具体的には地域のヒト・モノ・情報をワーケーションで来訪する人々に「繋ぐ」こと、そこに新たな価値が創出され、明日に繋がる気づきや活力、創造力が生まれてくる。この役割こそが地域や自治体に求められているのではないか。

### 写真キャプション

世界文化遺産「富士山」の構成資産のひとつである忍野八海。富士山を水源とする「出口池」「お釜池」「底抜池」「銚子池」「湧池」「濁池」「鏡池」「菖蒲池」の8つの湧水池からなり、富士山の澄んだ雪解け水が流れ込む。江戸時代には、富士山入山前に身を清めるために訪れる巡礼地となっていた。

活 動

■内閣府



▲坂本地方創生担当大臣（左）に要請する荒木会長（中央）

しかしながら、東京圏4都県をはじめ各地で依然として予断を許さない厳しい状況が続き、新規感染者数の下げ止まりや再拡大の傾向が見ら

れる地域もあり、今後変異株等による新たな感染拡大の波も懸念されることから、手を緩めることなく徹底した感染防止対策を講じていく必要がある。

また、昨年来、コロナ禍が町村部の地域経済に及ぼした影響は甚大なものとなっており、緊急事態宣言の対象地域だけでなく、緊急事態宣言の対象とならなかった地域においても、飲食店や関連事業者、宿泊・観光業者をはじめ様々な業種が危機的な状況や困難な状況に陥っている。

このため、国においては、緊急事態宣言対象地域はもとより、それ以外の地域や飲食店以外の業種においても、実効性のある地域雇用対策を公平に講ずるよう強く要望するものである。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、緊急事態宣言対象地域外の飲食店や関連事業者を支援するための新たな特別枠を創設することも含め、感染拡大で影響を受け厳しい経営環境にある事業者に対して地方が独自に支

全国町村会

「緊急事態宣言解除後における地域経済対策に係る緊急提言」に関する要請活動を実施

緊急事態宣言解除後における地域経済対策に係る緊急提言

荒木泰臣全国町村会長（熊本県嘉島町長）は、「緊急事態宣言解除後における地域経済対策に係る緊急提言」をとりまとめ、3月24日、坂本哲志地方創生担当大臣に対し、要請活動を行った。

新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき1月に発出された「緊急事態宣言」は、3月21日に全て解除された。

この間、町村においては、住民の命と健康を守るため、国や都道府県都市自治体と連携し、医療提供体制の確保、ワクチン接種体制の早期構築等、総合的な対策を強力に進めてきたところである。

援できるようにするとともに、一時支援金については、支給額の上限を引き上げるとともに、緊急事態宣言対象地域の飲食店との取引関係等の要件を撤廃するなど、要件の緩和等を行うよう求める。

また、民間金融機関の実質無利子・無担保融資の申込み等の期限及び償還期間等の延長や返済猶予など、資金繰り支援を強化するよう求める。

令和3年3月24日  
全国町村会長 荒木泰臣

◎「町村週報」購読のご案内◎  
「町村週報」を毎月ご自宅や職場にお届けいたします。ご購入を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール (kouhou@zck.or.jp) にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。

★年間購読料1,500円(送料込み)  
★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

政 策

# 無形文化財等の保護の充実に向けて ～文化財保護法改正～

## 文化庁文化財第二課長 鍋島 豊

### 1 はじめに

我が国には、さまざまな時代背景や全国津々浦々異なる地域環境の下、その地域の生活や自然風土との関係の中で創出され、そして現在に至るまで受け継がれてきた文化財が多く存在しています。

先人たちが生み出してきた、国民の財産とも言えるこうした文化財の継承が私たちの代で途切れることなく、次の世代に文化財の魅力を伝え、引き継いでいくことは、今を生きる国民共通の責務であると言えるでしょう。

こうした考え方の下、文化庁では、文化財保護法等の関係法令に基づき、国民の貴重な財産である文化財の保存・活用に取り組んでいます。

### 2 文化財保護法について

文化財保護法は、我が国の財産たる文化財の保存・活用のための制度を整備するため、昭和25年に制定されました。我が国では、有形・無形の文化財に対して、同法に基づく指定等の保護措置を基盤として、各文化財の所有者や保持団体、地域住民、地方公共団体等の尽力によってその保護が図られてきました。

文化財保護法は、制定当初から、時代の経過に伴う文化財保護需要の高まりに対応するため、保護対象の拡大や保護方針の充実を内容とする改正を重ねてきています。

例えば、昭和29年には、既存の国の指定制度の整備に加えて、地方公共団体による指定制度を法制化し、平成8年には、阪神・淡路大震災の教訓も踏まえ、より幅広く保護の網をかけるため、従来の指定制度に加えて、国による登録制度を建造物について導入、その後、平成16年にはその他の有形文化財等にも同制度を拡張しました。直近では、平成30年に、市町村における、未指定の文化財を含めた地域の文化財の総合的・一体的な保存・活用を推進するため、文化財保存活用地域計画の制度を創設する等の改正を行ったところ です。

文化財保護法・文化芸術基本法の改正経緯

	有形文化財	無形文化財	無形の民俗文化財	地方関係	(文化芸術基本法)
昭和25年(1950)	○有形文化財を規定 ○指定を創設				
昭和29年(1954)		○無形文化財を規定 ○指定を創設 ○記録選択を創設	○無形の民俗資料を規定 ○記録選択を創設	○地方指定法制化	
昭和50年(1975)			○無形の民俗文化財を規定 ○指定を創設		
平成8年(1996)	○建造物登録を創設				
平成13年(2001)					○文化芸術振興基本法制定 [「生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化)の普及」が規定]
平成16年(2004)	○美工品登録を創設				
平成18年(2006)		(ユネスコ無形文化遺産保護条約の発効)			
平成29年(2017)					○文化芸術基本法に改正 [「生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)の振興」が規定]
平成30年(2018)		○「保存活用計画」を創設		○地域計画を創設	
令和3年(2021)		○登録を創設	○登録を創設	○地方登録法制化	※左記は、今回の改正に係る事項

### 3 今回の改正法案の内容

このように、文化庁ではこれまで社会的ニーズの変化に応じて文化財保護法を改正してきましたが、現在、更なる文化財保護制度の充実に向けて準備を進めています。

今回の改正法案の主な内容は2つ

政 策

**文化財保護法の一部を改正する法律案の概要**

<予算関連法案>

**趣 旨**  
社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、**無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設**し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、**地方公共団体による文化財の登録制度**及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定める。

**概 要**

【文化財保護の制度】

文化財の種類	指定 強い規制と手厚い保護措置	登録 幅広く緩やかな保護措置
<b>有形文化財</b> 建造物、美術工芸品等	○	○
<b>有形の民俗文化財</b> 衣食住の用具等	○	○
<b>無形文化財</b> 芸能、工芸技術等	○	<b>新設</b>
<b>無形の民俗文化財</b> 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術等	○	<b>新設</b>
<b>地方</b> 【文化財の種類は任意】	○	<b>新設</b>

**1. 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設**

**(1) 無形文化財の登録制度**

- 文部科学大臣は、重要無形文化財に**指定されていない無形文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの**を文化財登録原簿に登録できることとする（登録に際し、保持者又は保持団体を併せて認定）。【第76条の7関係】

**【登録の効果】**

- ・保持者の氏名変更等の届出義務（罰則あり）【第76条の9関係】
- ・保存・公開に要する経費の補助、指導助直【第76条の10～第76条の12関係】
- ・登録無形文化財保存活用計画の作成・認定【第76条の13～第76条の17関係】（名称及び保持者等、具体的な措置の内容、計画期間等）

**(2) 無形の民俗文化財の登録制度**

- (1) **無形文化財と基本的に同様の**制度として新設する。【第90条の5～第90条の11関係】

**(3) 施行期日**

- 公布日から3月以内で政令で定める日

**※ 新型コロナウイルス感染症により、多様な無形の文化財について、公演等の継承活動に深刻な影響が生じていることから、迅速にこれらの無形の文化財の登録を進め、国による保護の網をかけることともに、予算措置等による支援を図る。**

**2. 地方登録制度の新設**

**(1) 概要**

- ① 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財でその**区域内に存するもの**のうち、その文化財としての価値に鑑み**保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録**できることとする。【第182条第3項関係】
- ② 地方公共団体は、①により**登録した文化財のうち適当であると見料するもの**について、文部科学大臣に対し、**国の文化財登録原簿への登録を提案**できることとする。【第182条の2関係】

**(2) 施行期日** 令和4年4月1日

です。まず、無形文化財と無形の民俗文化財（以下「無形の文化財」という。）については、従来の指定制度に加えて登録制度を創設すること、そして2つ目は、現在、地方公共団体に条例等に基づき独自に設けられている登録制度を法制化することです。

次に、この2点を改正するに至った経緯、改正趣旨等についてそれぞれ解説していきたいと思えます。

**4 国による無形の文化財の登録制度の創設**

近年、無形の文化財に対する保護の機運が急速に高まってきています。平成13年には、

茶道、華道、書道などの生活文化の普及が明記された文化芸術基本法が制定され、平成29年には、その生活文化の例示として食文化を追記し、併せて生活文化の振興を図るとする同法の改正が行われています。また

国際的にも、平成18年にはユネスコ無形文化遺産保護条約が発効し、これまで世界全体で492件（我が国関連の登録は、山・鉾・屋台行事や和食を含め22件）が無形文化遺産として登録されていま

す。このように、この20年を通して、無形の文化財の保護についての認識が世界的に高まりつつあります。その一方で、伝統芸能や工芸技術、祭り等の年中行事、食文化を含む生活文化などの無形の文化財については、生活様式の変化や少子高齢化等の影響により、次代の担い手が減少し、その存続が危ぶまれるものが増えているといった指摘がなされています。加えて、昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大は、無形の文化財の継承活動に深刻な影響を与えています。例えば、祭り等の地域の伝統行事等の多くが中止・延期になってしまっているほか、茶道、華道、書道等の生活文化についても、継承の基盤となる日常的な教授活動の実施が困難な状況となっており、その声が多く寄せられています。

これまで、無形の文化財については、主として指定制度によって継続的な保護を図ってきましたが、指定を受けるには、専門的審議に必要な学術的調査の蓄積が十分あることが不可欠です。そうした学術的調査には一定の時間を要しますが、これは、既に指定を受けている他の文化財との整合を図る観点からも引き続き重要なことであると考えています。現在継承が危ぶまれている無形の文化財の中には、現時点においては指定

を受けるほどには学術的な研究が蓄積されていないものの、公的に保存・活用の措置を講じるだけの価値のあるものが多く存在していることから、指定制度よりも対象を広く構え、その分より緩やかに保護を図る法的なスキームを用意することが必要な状況となっています。

このため、今回、無形の文化財について、指定制度を補完する制度として、登録制度を創設することとしました。この登録制度は、幅広く、より緩やかに保護を図るとの制度趣旨に鑑み、無形の文化財の保護措置として必要な届出等の仕組みを設けつつも、その保持者等が自由度を持ってその保存・活用に取り組めるようなものとする予定です。この登録制度の活用を通じて、例えば国が地域の郷土食の1つを無形の民俗文化財として価値付けることにより、

地方の人々の継承意欲が高まる契機となり、その文化財の継承につながることも、観光需要にも有効に作用し、それが更なる継承の取組につながるという好循環を創出することが期待されます。

**5 地方登録制度の法制化**

地方公共団体による文化財保護の制度については、前述のとおり指定

政 策

地方登録制度のある地方公共団体(文化庁調べ)

<都道府県>

1	京都府▲
2	大阪府
3	兵庫県

合計：3府県

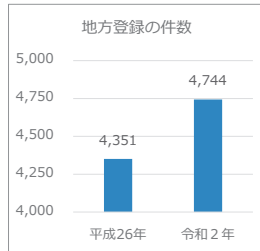
※文化庁調査(令和2年10月実施)において回答のあった団体のうち、制度の名称又は条例等に「登録」と明示されているものを抽出(この他、「登録」等の用語で地方における文化財保護制度を設けている団体がある。)

<市区町村>

合計：83市区町村

1	北海道	上士幌町	29	●▲	57	磐田市
2	宮城県	仙台市▲	30	●▲	58	三重県
3		名取市	31	▲	59	いなべ市
4	山形県	大石田町●	32	▲	60	伊賀市
5	茨城県	常陸太田市	33	▲	61	京都府
6		常陸大宮市	34	▲	62	宇治田原町
7		東海村	35		63	大坂府
8	栃木県	佐野市	36		64	吹田市▲
9		日光市	37		65	貞塚市
10		真岡市	38		66	秋方市
11	埼玉県	所沢市	39	▲	67	河内長野市
12		上尾市▲	40		68	神戸市▲
13		八潮市	41	●▲	69	川西市
14		三郷市	42	▲	70	奈良県
15	千葉県	千葉市▲	43	▲	71	鳥取県
16		佐倉市	44	▲	72	島根県
17		習志野町	45		73	海老名市
18	東京都	中央区▲	46		74	香川県
19		港区	47		75	愛媛県
20		新宿区▲	48	▲	76	福岡県
21		墨田区●▲	49	▲	77	小野市
22		江東区●▲	50	▲	78	熊本県
23		世田谷区	51		79	北杜市
24		渋谷区	52	▲	80	松本市
25		中野区▲	53		81	高森町▲
26		杉並区▲	54	▲	82	岐阜県
27		豊島区●	55	▲	83	大野町
28		荒川区●▲	56	▲		静岡市▲

(参考) ●無形文化財を登録の対象に含む団体(9団体) ▲無形民俗文化財を登録の対象に含む団体(31団体)



※令和2年より地方登録の件数の調査手法を変更している。

制度が法律上規定されています。この地方指定制度は、町村をはじめ非常に多くの地方公共団体の皆様に実施していただけており、これまで全国で約11万件以上の文化財が地方指定されています。この地方指定制度に加えて、現在、3府県と83市町村(うち、町村は15)においては、文化財の登録制度を設けています。こ

の登録制度は、現行法には規定がなく、条例等で独自に創設し、運用しているものです。制度の内容もさまざまで、有形だけでなく無形の文化財の登録制度のあるところや、登録された文化財に対する補助制度のあるところなど、地域の実情に応じた多様な取組がなされています。例えば、熊本県あさぎり町では谷水薬師の仁王像が有形民俗文化財として、山形県大石田町では今宿田植踊りが無形文化財として、それぞれ町登録文化財となっています。登録件数も近年増加傾向にあり、令和2年時点では、4,700件以上の文化財が地方公共団体によって登録されています。地方関係では、前述のとおり、平成30年に文化財保護法を改正し、文化財に最も身近な行

政主体である市町村において、消滅・散逸の危機にある文化財の掘り起こしを含め、地域の文化財を総合的に把握し、地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいく観点から、文化財保存活用地域計画の制度を創設しました。

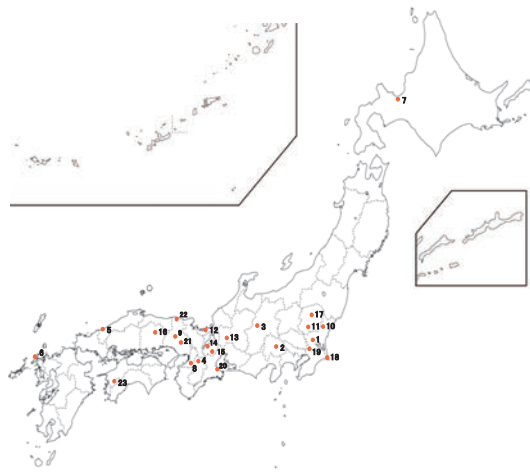
また施行から数年経ったところで、既に現時点で、23市町で文化財保存活用地域計画が策定されています。その他の市町村でも計画策定のための準備が進んでおり、こうした取組を通して、地域に眠っていた未指定の文化財が掘り起こされ、把握された文化財が適切に保護されるよう、従来の地方指定制度だけでは必ずしも十分ではないと考えられています。

こうした状況を踏まえ、地域において文化財の多様な保存・活用の取組が進められるよう、法律上の規制

等は伴わないものの、文化財保護法上の制度として地方公共団体による登録制度を位置付け、地方の創意で活用できるようにします。既に、86の地方公共団体で登録制度は実施されていますので、制度を法令上位置付けることにより、より一層多くの町村をはじめとする地方公共団体に於いて取組が進むことを期待してい

「文化財保存活用地域計画」認定市町村一覧(令和3年1月現在)

No.	都道府県	市区町村
1	茨城県	牛久市
2	山梨県	富士吉田市
3	長野県	松本市
4	奈良県	王寺町
5	鳥根県	益田市
6	長崎県	平戸市
7	北海道	札幌市
8	大阪府	河内長野市
9	兵庫県	神戸町
10	茨城県	常陸大宮市
11	栃木県	下野市
12	福井県	小浜市
13	岐阜県	岐阜市
14	滋賀県	草津市
15	滋賀県	甲賀市
16	岡山県	津山市
17	栃木県	大田原市
18	千葉県	銚子市
19	千葉県	我孫子市
20	三重県	明和町
21	兵庫県	加西市
22	兵庫県	香美町
23	愛媛県	松野町



●:文化財保存活用地域計画作成市町村(23市町)

政 策

登録無形文化財、登録無形民俗文化財の登録による効果

**法律上の措置**

- 登録された無形文化財/無形の民俗文化財の**保存・公開**に関する**指導又は助言**
- 伝承者養成**や**記録作成**等の保存措置に係る**法律補助**

**予算措置**

- 保持者や保護団体等が行う**伝承**や**普及・啓発、活用**に関する事業等を支援。  
(令和3年度予算(案)額：重要無形文化財保持団体等補助 373百万円の内数  
 民俗文化財伝承・活用等 169百万円の内数)

**登録無形文化財**  
補助率：定額

【補助対象事業】  
**<伝承者養成>**  
 伝承者の養成を目的とする研修会、講習会の開催及び実技指導  
**<普及・啓発事業>**  
 将来の伝承者や理解者の養成を目的とする体験研修、講習会、ワークショップの開催、情報発信等  
**<調査・記録作成>**  
 登録した無形文化財の更なる調査や、記録の作成

**登録無形民俗文化財**  
補助率：1/2

【補助対象事業】  
**<伝承事業>**  
 無形の民俗文化財の周知、伝承教室・講習会・発表会の開催等  
**<活用事業>**  
 文書、写真、採譜資料等による記録作成、刊行事業、録音、映像等の制作等

※令和4年度以降の財政支援については、引き続き検討。

国が無形の文化財として**価値付け、積極的に公表・公開**することによって、地元の人々の**地域の文化資源への認識を新たに**していただくとともに、**他地域や海外からの関心**も高めることによって、その**継承につなげていく**ことができる。(文化審議会企画調査会での指摘)

これは、無形の文化財が、有形文化財と異なり、人の行動・所作に内在するものだからです。

国としてはこうした財政的な支援を通じて、担い手の方々の応援していく予定である一方、文化財、特に無形の文化財の継承に当たっては、担い手やその周囲の方々の「守ってほしい」という意思が何よりも重要だと考えています。

ます。このほか、地方で登録された文化財について、国の登録に相応しいと考えられるものがある場合には、国に対して登録を提案できる制度を設けます。こうした仕組みも活用しながら、国・地方がしっかりと連携し、役割分担を確認しながら、文化財の確実な保護・継承を図っていききたい

登録された無形の文化財に係る財政支援を行う予定です。発表会や講習会の開催など登録された無形の文化財を伝承していくための取組や、文書や映像による記録作成に対する補助を検討しています。

**6 国登録のメリットは？**

と考えています。

このため、「いへら」財政的な支援があったとしても、例えば、「この祭りはとても大切だから、子どもたちの世代に是非引き継いでいきたい。」といった地元の人々の「想い」がなければ、長期に渡って受け継がれていくことは困難でしょう。文化財保護の取組は担い手と公とが二人三脚で進めていくことが必要不可欠であり、国による積極的な登録が、地元の文化財に対する継承意識醸成の1つの契機となることを切に願っています。

**7 地方登録制度に対する支援措置は？**

まず、地方登録制度は、あくまで各地方公共団体が自らの判断で実施されるものである性質上、残念ながら、国から直接的に財政的な支援を行うことは困難であると考えています。この点は、現行の地方指定制度についても同様です。

一方、地方財政措置については、現行制度上も、市町村が有形文化財等を指定している場合には、件数に応じて特別交付税が措置されています。

今後は、制度の実施状況も踏まえながら、地方登録された文化財への措置の検討を深めていきたいと考えています。

**8 今後のスケジュール等**

改正法案が今国会で成立した場合、

- ①国登録については法案成立後3か月以内、
- ②地方登録制度については、地方公共団体の条例整備等の準備期間を確保する観点から令和4年4月に施行したいと考えています。

また、施行までの間に、法改正の説明会の開催などを通じて、登録制度を活用したいと考える地方公共団体の条例整備・運用が円滑に進むよう、丁寧なきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えています。

また、HPの活用も含めた分かりやすい情報発信を行ってまいります。何か御不明な点等ございましたら、些細なことでも結構ですので、左記連絡先までお問い合わせください。地方公共団体において新たに文化財保護法に位置付けられる登録制度が広く活用されることを期待しています。

**【お問合せ先】**  
 文化庁 文化資源活用課  
 03-16734-12864

フォーラム

▶ 西海岸の景観

現地レポート

町村独自のまちづくり



# 日本海に浮かぶ 新潟県の小さな島

## 栗島

### 新潟県 あわしま 栗島浦村

#### 栗島浦村の概要

栗島浦村は、新潟県村上市の岩船港から北西35kmに位置し、周囲23kmの1島1村の小規模離島です。集落は、東側に定期船の発着する内浦、西側に釜谷の2集落からなり、約350人の島民が暮らしています。周りが好漁場で古くから水産業が基幹産業として位置づけられる他、昭和40年代の離島ブーム以来、観光業が栗島の主要産業になっています。1年を通して比較的温暖な気候のため降雪も少なく、暖流と寒流の交しり合う影響で海の幸・山の幸が豊富な島です。

栗島は「鯛の島」としても有名です。春から夏にかけて、産卵のため近海に集まる真鯛の水揚げが最盛期を迎えます。またこの頃は10kgクラスの大物を求めて、多くの太公望も来島します。郷土料理の代表は「ワッパ煮」です。

もともとは漁の合間に磯に上がり食べ、ていた漁師の料理です。ワッパという杉の器に真つ赤に焼けた石を入れ煮立て調理する魚の味噌汁です。

明治22年村政施行した栗島は、令和元年に村制施行130周年を迎えました。記念事業の一環として、村内外から大勢の来賓の方をお招きし、盛大に記念式典を挙行了しました。

栗島の歴史は古く、およそ5千年前から人が住んでいたと考えられています。中世では、西方浄土の入り口と見て、来世の幸せを願い建立した板碑も数多く残っています。また近世では、北前船の風待ちと食糧の補給地として重要な拠点になっていました。このように、古くから栗島がその時代時代の重要な役割を果たしてきました。厳しい自然環境の下で先人が積み上げてきた栗島の足跡をこれからも大切に、次の世代に引き継ぐことが、今栗島で



フォーラム

しおかぜ留学

生きる私たちの使命と捉えています。

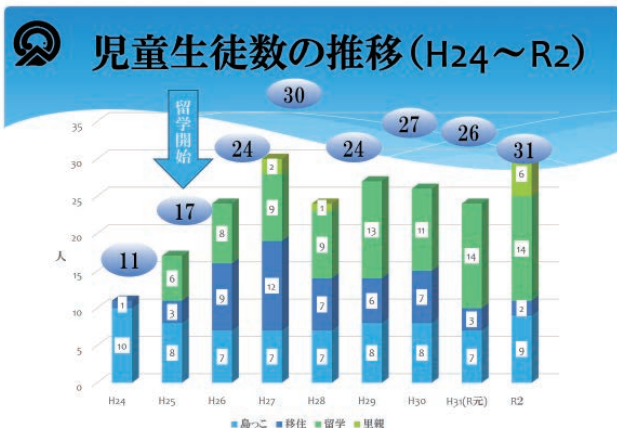
現在、全国で小中学生を対象に離島留学を実施している島は、30島ほどあります。粟島浦村が行っている離島留学制度もその中の一つです。令和3年度は、しおかぜ留学募集予定人員12名に対し、応募者数は、50名ほどありました。このように多くの小中学生が応募する要因の一つに他の離島留学には見られない、馬を介した「命の教育」を行っていることがあげられます。

しおかぜ留学に至った経緯

平成24年、児童生徒数が年々減少することから、将来の予測を調査してみました。すると平成30年には、島の中学生が2名だけになることが示されました。このままでは、同級生もいなく、先輩や後輩もほとんどいない学校生活を子どもたちへ強いことになりません。さらには卒業後も同窓会さえできない粟島浦小中学校出身者となってしまう。また、学校の存続さえ危ぶまれ、地域の衰退に拍車がかかることは明白です。児童生徒数の極端な減少は、教員数にも影響し、教育活動の質そのものにも影響を及ぼします。学校の存続にかかわる問題です。

P T A 総会や職員会議の機会に、児童生徒数の減少が一目瞭然となるように数値化しグラフで示しました。

平成24年度は、しおかぜ留学の準備をする年でした。平成25年4月から留学生を受け入れるために、地域住民、学校、教育委員会の関係者で構成される会議を何度も開催しました。またP T A の集まりなどで、保護者に対してしおかぜ留学についての説明も行いました。このように地域と共にしおかぜ留学は歩みを進めています。



生徒数推移

しおかぜ留学 実施にかかわる組織

事業主体を粟島浦村とし、運営管理を教育委員会が担っています。留学生は男子寮と女子寮に分かれ、集団生活を送っています。

令和2年度には里親制度が始まり、受け入れ人数も20名となりました。何れの宿舎にも管理人が常駐し、親代わりとして留学生の世話をしています。学校生活以外の留学生の活動の拠点は、あわしま牧場です。「命の教育」を実践する場でもあります。

牧場活動

1 基本方針

馬はリーダーとなる馬の下、群れで安全・安息に暮らすのが基本本能です。牧場で飼育されている馬にとってのリーダーは人間に他なりません。馬の気持ちを察知し、アニマルウェルフェアに関する事項を理解し、馬に寄り添った行動ができることを基本方針としています。

最終的な目標は、牧場活動を通して、「忍耐・協調・協力」のできる人間の育成です。留学生が今後成長し、社会の一員となったときの基本ともなります。

2 具体的な活動

児童生徒の意思を尊重し、2コースに分けて活動しています。

- ① トレーニングコース  
乗馬技術の向上を目指し、馬術大会などにも参加するコース
- ② ハピネスコース

牧場活動は朝飼い(朝の牧場活動)のみとし、放課後は学校のクラブ活動や地域活動を行うコース

両コースとも朝の飼養管理を通して馬という動物を理解する活動を行っています。朝の給餌活動は午前6時15分から6時50分をめぐりに活動を行っています。活動終了後寮に戻り、朝食後登



寮での様子



フォーラム

▶ 海岸を駆ける馬



▶ 馬の手入れ



▶ 海での乗馬



校します。

トレーニングコースの児童生徒は、放課後牧場に集まり厩舎の清掃、給餌、馬体の手入れの後、騎乗練習に取り組みます。

**3 命の教育**

「厩七分に乗り三分」この言葉は、指導者が児童生徒に、「馬と心を通じ合わせる」ことが全ての基本である」ということを教える際に使う言葉です。

馬は世話をしてくれるからこそ自らの背を差し出すのであって、先ずは馬と心通わせることが大切だということを指導しています。

一、厩に入り馬の眼を見て声をかけ、体を撫でて観察し、友達や家族の一員として愛情をもって接する。

一、馬の鼻に顔を近づけることで馬の息づかいを感じる。体を撫でることで、手のひらに伝わる生命の暖かさを感じる。

一、日々水をやり、餌をやることで馬の命をつなぐ役割を果たしている。

このような牧場活動を通して命の大切さを身をもって知り、その気持ちを持ち、相手の立場に立つて物事を考えることができる人間に成長してもらいたいと願う「命の教育」を実践してい

ます。

**馬を介在した交流活動**

**モンゴル国エルデネ村の子どもたちと粟島浦村の子どもたちとの交流**

①契機

新潟県弥彦村小林村長との懇談の際に、モンゴル国エルデネ村が話題となり、風土や生活環境が異なる当村に牧場があることがきっかけとなり、エルデネ村の訪問団の受け入れを弥彦村に提案しました。

②受け入れ体制

島をあげての歓迎セレモニーでは、

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたすら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内  
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社

SJNK17-16682(2017.12.28作成)

フォーラム

多くの島民が港に集いモンゴルからお客様を歓迎しました。交流会は、粟島浦小中学校の児童生徒全員で行うことにしました。牧場での活動を主たる活動としますが、牧場活動を行っていない児童生徒の関わり方として、海水浴やバーベキューでの活動とおして交流することになりました。

③ 成果

モンゴルでは見られない海に囲まれた粟島で宿泊し、自国とは異なる環境の中で飼育されている馬に触れると共に、日頃身につけた乗馬技術を牧場活動をしている子どもたちに披露していました。

これからの「しおかぜ留学」

令和3年4月に9年目を迎えるしおかぜ留学制度です。最初からきちんとした形で制度を示すことはとても重要ですが、すべての課題を想定することはできませんでした。しかし、制度に無理矢理従わせようとすると留学生は増えず、制度も定着せず、せっかくの取組が意味をもたなくなってしまう。重要なのは話し合いながらルールを決めていき、そこで、お互いに信頼関係を築くことだと思っています。そういった中、昨年、これまでの取組が評価され、「令和2年度過疎地域自立活性化優良事例表彰 総務大臣賞」を頂きました。

現在、コロナ禍にあつて、これからも全国各地から児童生徒が当村に集まって来る手前、まず、当村の対応体制を島の内外に示していくことが重要です。そして、これからも一つ一つ丁寧に話し合いながら制度を充実させ、児童生徒からは、「第二の故郷」と呼んでもらえるような取組にしていけるよう努めます。

私たちのチャレンジは、まだまだ種を蒔いている段階ですが、いつかこの「しおかぜ」が、実を結んで地域活性化の「かせ」になるものと信じて活動していく所存です。

粟島浦村長 本保 建男



▶ 歓迎式典

都道府県別市町村数

(令和3年4月1日現在)

都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計
北海道	129	15	144	35	179	富山県	4	1	5	10	15	岡山県	10	2	12	15	27
青森県	22	8	30	10	40	石川県	8	0	8	11	19	広島県	9	0	9	14	23
岩手県	15	4	19	14	33	福井県	8	0	8	9	17	山口県	6	0	6	13	19
宮城県	20	1	21	14	35	長野県	23	35	58	19	77	徳島県	15	1	16	8	24
秋田県	9	3	12	13	25	岐阜県	19	2	21	21	42	香川県	9	0	9	8	17
山形県	19	3	22	13	35	静岡県	12	0	12	23	35	愛媛県	9	0	9	11	20
福島県	31	15	46	13	59	愛知県	14	2	16	38	54	高知県	17	6	23	11	34
茨城県	10	2	12	32	44	三重県	15	0	15	14	29	福岡県	29	2	31	29	60
栃木県	11	0	11	14	25	滋賀県	6	0	6	13	19	佐賀県	10	0	10	10	20
群馬県	15	8	23	12	35	京都府	10	1	11	15	26	長崎県	8	0	8	13	21
埼玉県	22	1	23	40	63	大阪府	9	1	10	33	43	熊本県	23	8	31	14	45
千葉県	16	1	17	37	54	兵庫県	12	0	12	29	41	大分県	3	1	4	14	18
東京都	5	8	13	26	39	奈良県	15	12	27	12	39	宮崎県	14	3	17	9	26
神奈川県	13	1	14	19	33	和歌山県	20	1	21	9	30	鹿児島県	20	4	24	19	43
山梨県	8	6	14	13	27	鳥取県	14	1	15	4	19	沖縄県	11	19	30	11	41
新潟県	6	4	10	20	30	島根県	10	1	11	8	19	合計	743	183	926	792	1,718

# 町村

# ご当地キャラじまん

Vol.70

中ブロック

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。今回は、中ブロック(北信・東海・近畿)からピックアップ。



## 弥彦村マスコットキャラクター

ミコぴょん



年齢・性別不詳。弥彦村に伝わる「うさぎ伝説」に登場するウサギの末裔という噂もあるが、定かでない。烏居のネックレスに、「巫女スタイル」と「法被スタイル」の2種類の衣装持ちという、なかなかのおしゃれさん。

新潟県弥彦村

2015〜2018年に活躍していたマスコットキャラクター「もち・うさぎ」の後任として、2020年6月に誕生した新しいキャラクター。どちらも「ウサギ」をモチーフにしてゐるのは、村に伝わる「うさぎ伝説」に出てくる「良幸餅」にちなんでいるからなのだとか。「ミコぴょん」のデザインは村立弥彦中学校美術部の生徒たちの案をもとに完成し、名前は5つの候補の中から投票で決められました。耳が水引の形なのは、人と人を結びつける、という願いが込められているから。巫女姿と法被(こ)に着替えられるのは、ご当地キャラとしては珍しいといわれています。村の観光施設「おもてなし広場」で開催されるイベントに参加するほか、村観光協会公式ツイッターでは、語尾に「〜ぴょん」と付けた話し言葉で頻繁につぶやくなどして、これからも村のPR活動に励んでいきます。

## 度会町マスコットキャラクター

ティーナ

三重県度会町

度会町の知名度向上と愛着形成を目的として、町特産品のお茶をモチーフに2013年に誕生したキャラクター。名前は応募総数約270点の中から選考し、決定。頭の上から新芽が出ていて、胸と足元につけた白いお茶の花がチャームポイントなのだとか。子どもたちが集まっているところに出向いて行って、交流を楽しむのが大好きな町の人気者です。「宮リバー度会パーク春まつり」や近隣市町で開催されるイベントには積極的に参加し、フェイスブックでは「ティーナです☆」の書き出しで、度会町の様子や季節の話題、イベントの告知、また、自分の活動報告など、随時更新中。「わたらい」という町名と度会町の魅力を多くの人に知ってもらおうと日々頑張っています。



4月7日生まれのお茶の妖精。度会町産のお茶やおにぎりが大好きな食いしん坊。実は身長88cmだが、度会町産のお茶を飲むと人間ほどの大きさにパワーアップする。宮川の朝霧を眺めながら、子どもと遊ぶのが大好き。

## たじり盛り上げ隊 隊長

たじりっち

大阪府田尻町



5月3日生まれ。明るくて、とてつもない元気。人情に厚く、涙もろい性格で、「おいえい」(標準語の「おはよう」の意)、好きな言葉は田尻井「おいえい」(標準語の「おはよう」の意)、英語の「Oh! Yeah!!」(「仲間」を意味する「おはよう」に入っている)。

町制60周年を記念してデザインを公募し、2013年に誕生した公式マスコットキャラクター。名前は、田尻町立小学校の子どもたちに考えてもらいました。町特産品「泉州黄たまねぎ」を模した頭には、髪飾りに町花「コスモス」と特産品「泉だこ」を付けていて、町の魅力をアピールしています。胸に町章をデザインした服は、たくさんのヨットが停泊する「田尻マリーナ」や飛行機が良く見えることで有名な「マールビーチ」などの名所から、水辺をイメージさせる青を基調にしています。町民の健康を願って作られた「たじりっち体操」は老若男女に親しまれていて、さまざまなジャンルで町に貢献している「たじりっち」。愛くるしい外見とは裏腹に、「世界へ飛び出して、田尻町のいいところをいっぱいPRしたい」というひそかな野望に胸を熱くしています。

今回は、西ブロック(中国・四国・九州・沖縄)からご紹介します

随 想

随 想

四季の彩りと『「高座」の  
ころ。』で住みよさ満喫



きむら とし お  
さむかわ 神奈川 寒川町長 木村 俊雄

この記事を皆さんが読まれる頃は、各自自治体において、新型コロナウイルス感染症の収束に向け、ワクチン接種の実施に際してのさまざまな課題に取り組み、それぞれの基礎自治体としての役割を果たすべく奮闘されていることと思います。さて、今回の随想にあたり私いたしましたしましては、寒川町の特徴や地方行政への取組への所感を述べたいと思います。



相模川でカヌーを楽しむ人々

で東西2・9km、南北5・5kmと南北に長く、首都圏から50km・横浜から30km圏内にあり、人口は現在も微増を続けており、2021年1月現在、48,632人となっております。そのような中で交通インフラとしては、町内にJR相模線の駅が3駅、首都圏中央連絡自動車道(さがみ縦貫道路)インターチェンジが2箇所設置されており、公共交通の利便性に恵まれていることに加え、現在は東海道新幹線新駅誘致地区としても取組を進めています。こうした多くの交通結節点を抱える高いポテンシャルを背景としながらも、豊かな自然環境の中で野菜や花卉などの都市型農業も盛んであることから、利便性と自然環境が調和する魅力ある本町のまちづくりに期待が寄せられているところではあります。

【選ばれるまちとは】  
一方で本町は、周囲を知名度の高い市に囲まれ、居住地として選択されるための認知度不足解消が喫緊の課題となっております。この課題を解決し人口減少社会の中でも生産年齢人口を中心とした人口を確保し発展できる町にするため、積極的な情報発信によって移住・定住を促進し、「選ばれるまち」になる



花卉の栽培が盛んな「はなのまち」

【総合計画のポイント】  
そこで、本年4月からスタートする新総合計画の策定にあたっては、町民参加のワークショップや行政マーケティングを取り入れ、町民生活に直結する施策を確実に実施する内容とし、町の将来像を「つながる力」で「新化するまち」と定めました。「つながる力」とは、町民同士、町民と行政、町内と町外などさまざまなつながりにより、新たな考え方や手法を取り入れ、地域課題に対処す



町のほぼ中心部にある さむかわ中央公園の満開の桜

【真の地域づくりとは】  
地域が多様な魅力的存在にならない限り、取り巻く競争圧力もはねのけることはできないのではないのでしょうか。コンパクトな町域でありながらも、交通インフラや企業の集積など高いポテンシャルを有する寒川町といえども、さらなる地域の魅力(地域力)アップが必要です。要素としては、構想力・実行力・発信力・連携力の4つを地域力の中心に据える。これらの4つの要素が単なる「足し算」ではなく、お互いに「かけ算」となるべき認識が重要と考えます。町民の皆さんとの協働によるまちづくりを推進し、コロナ禍においても前向きに新しい時代に対応することです。